

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示千三百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示九百十三号、平成元年埼玉県告示千三百八十六号、平成八年埼玉県告示千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示五百四十六号、平成十八年千九百六十七号の事業地に、本庄市共栄字北共和を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし